

1999年9月6日

北海道知事 堀達也 様



大雪山国立公園土幌高原地域の適正な保護・利用計画の立案を求める要望書

かねて懸案でありました土幌高原道路は、本年3月、時のアセスメントにより、未開削区間の工事が中止されることに決定いたしました。それを受けた北海道では、土幌高原道路に代わる「地域振興策」を検討するため、本年8月から検討チームを始動させたと聞いております。その振興策が国立公園区域内にかかる場合には、当協会としては、国立公園の適正な保護・利用の原則に従うものである限り、あえて反対するものではありません。

その場合、適正な保護・利用とは何かが焦点となります。その答えの一部は、すでに北海道が時のアセスメントの「再評価調書」で明示しております。すなわち、「この地域は、国立公園の第一種特別地域であり、北海道自然環境保全指針においても『すぐれた自然地域』として位置づけられ、厳正な保全を図るなどの方向が示されており、近年における道民の環境保全に対する意識の高まりを踏まえると、道路整備の推進に当たっては、より慎重な姿勢が求められる」と「再評価調書」に記述されています。この「道路整備の推進」という部分を「地域振興策の推進」と読み替えればいいのです。

ただし、それだけでは21世紀を見据えた、この地域の適正な保護・利用のためには不十分です。国立公園の保護と利用は表裏一体のものです。ところが今回の場合は、「地域振興策」だけがクローズアップされ、この地域をどう保護すべきかという視点が、まったく欠如していると見受けられるのです。

北海道自然環境保全指針でこの地域が「すぐれた自然地域」に選定された当時、その自然環境の最大特徴である「風穴地帯」という認識は、残念ながらありませんでした。ここがきわめて特異な「風穴地帯」であると認識されたのは、土幌高原道路問題が起こってから、北海道自然保護協会が現地調査を行い、「風穴地帯」を指摘した1993年以降のことです。

したがって土幌高原地域の適正な保護を考える場合には、まず現在の第一種特別地域が「風穴地帯」にふさわしい地種区分であり、それを適正に保護するために十分な広さが確

保されているか否かが、まず問われなければなりません。標高が千㍍前後であるにもかかわらず、高山的な自然環境が形成され、ナキウサギの生息をはじめ、特異で希少な生態系を構成していることは、阿寒国立公園の川湯・硫黄山が特別保護地区に指定されている例や、本州の小規模な「風穴地帯」が国の天然記念物に指定されている例（秋田県・長走風穴、福島県・中山風穴）をひくまでもなく、自然公園法の特別保護地区、文化財保護法の天然保護区域に指定されて当然の価値を有しています。

すなわち、この地域一帯は、特別保護地区および天然保護区域に指定されなければならないのです。その場合、現在の第一種特別地域を機械的に特別保護地区などに移行させればよい、というものでないことは申すまでもありません。「風穴地帯」は風穴現象の様相や強弱の程度に多様性をもっています。現在の第一種特別地域の区域線にとらわれず、さまざまな態様の広義の「風穴地帯」を適正に保護するために、十分な区域が確保されなくてはなりません。

北海道自然環境保全指針では、第4章－1 「『すぐれた自然地域』の保全施策の推進」として、既存の自然公園でも、「自然環境に関する新たな情報等から保護規制の強化等が求められている地域もある。このような地域については、本指針の保全水準に基づく評価を導入し、指定地域の適切な再編整備を図る」と明記されています。士幌高原地域の「風穴地帯」は、まさにこれに該当するものです。

そのことを忘却して「地域振興策」だけを策定することは、きわめて危険であり、けつして国立公園の「適正な保護・利用」には貢献いたしません。

したがって「地域振興策」の検討に際しては、「適正な保護対策」も同時並行的に検討されるよう、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 士幌高原地域の特異で希少な自然環境（広義の風穴地帯）の特性に応じて、該当するすべての地域を厳正に保護するために十分な広さを確保して、国立公園の特別保護地区および文化財保護法による天然保護区域に指定する方向を明確にし、その実現を関係機関に要請すること。なおそれには必要な緩衝地帯を設けること。
- 2 前記区域（緩衝地帯を含む）に該当する部分の士幌高原道路は、既開削、未開削を問わず、道路計画を廃止すること。
- 3 地元町に対する「地域振興策」は、前記区域（緩衝地帯を含む）の厳正な保護に影響を及ぼさない範囲の計画にとどめること。